

議案第 5 3 号

小野市嘱託職員の身分取扱い等に関する条例及び小野市非常勤職員の身分取扱い等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

小野市嘱託職員の身分取扱い等に関する条例及び小野市非常勤職員の身分取扱い等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日提出

小野市長 蓬 萊 務

(提案理由)

高齢者層を含めた多様な人材を安定して確保できるよう定数外職員の定年を 7 0 歳に引き上げるため。

小野市嘱託職員の身分取扱い等に関する条例及び小野市非常勤職員の身分取扱い等に関する条例の一部を改正する条例

(小野市嘱託職員の身分取扱い等に関する条例の一部改正)

第1条 小野市嘱託職員の身分取扱い等に関する条例（平成22年小野市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「65歳」を「70歳」に、「第17条」を「第17条の2」に改める。

第3条第2項中「認めた場合は」の次に「、勤務実績を考慮して」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項中「65歳」を「70歳」に改める。

(小野市非常勤職員の身分取扱い等に関する条例の一部改正)

第2条 小野市非常勤職員の身分取扱い等に関する条例（平成22年小野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「65歳」を「70歳」に、「第17条」を「第17条の2」に改める。

第3条第2項中「認めた場合は」の次に「、勤務実績を考慮して」を加え、同項ただし書を削り、同条第3項中「65歳」を「70歳」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。